



福岡県

概要版

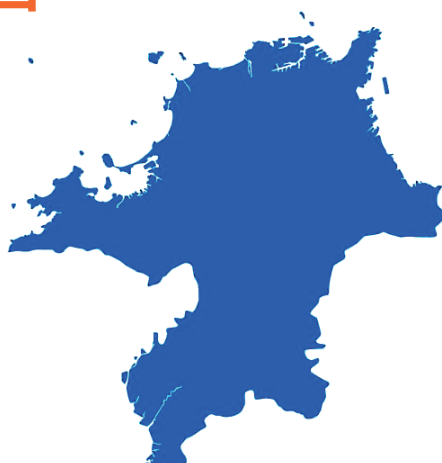
第2期福岡県子どももの貧困対策推進計画

すべての子どもたちが

夢と希望を持って

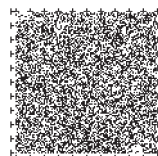
成長していける社会の実現を

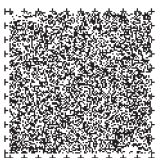
目指す



2021→2025

令和3年度 令和7年度





(はじめに)

1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、行政や民間団体等が連携して、コロナ禍における子どもの貧困対策のための各種施策を進めていきます。

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく計画とします。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 第1期計画の検証

福岡県子どもの貧困対策推進計画（第1期：平成28年度から令和2年度）で掲げた4つの数値目標については、令和元年度の実績は達していない一方で、計画掲載時と比較すると4指標すべてが改善しており、これまでの取組みによる一定の効果が図られています。

(子どもの貧困の現状)

1 子どもの貧困率の状況

日本の子どもの貧困率は、平成30年時点で13.5%となっています。

2 生活保護世帯の状況

福岡県における生活保護を受給する17歳以下の子どもの数は、13,774人となっています。(令和元年度)

3 社会的養護を必要とする児童の状況

福岡県における児童養護施設や里親などの社会的養護を必要とする児童の数は、毎年およそ1,700人前後となっています。

4 ひとり親家庭の状況

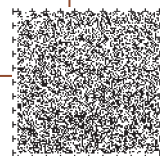
福岡県における母子家庭の世帯数は72,315世帯、父子家庭の世帯数は10,152世帯となっています。(平成28年度)

5 要保護及び準要保護児童生徒の状況

市町村が実施する就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数は、91,490人であり、公立小中学校の全児童生徒数に占める割合は、22.6%となっています。(平成29年度)

6 コロナ禍における子どもの状況

新型コロナウイルス感染症拡大により、子ども及びその保護者に様々な課題が生じており、市町村をはじめとする関係機関やNPO等が密接に連携を図り、地域をあげて取り組んでいくことが求められています。



(基本目標と重点方針)

1 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

2 重点方針

基本目標を達成するために、以下の4点を重点方針とします。

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- ② 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ③ 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援
- ④ 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援

(数値目標)

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であることから、令和7年度に向けて数値目標を設定し、重点的に取り組んでいきます。

目標の項目については、国の大綱に示された指標のうち、都道府県別の数値があるものを設定するとともに、県独自の項目についても設定します。

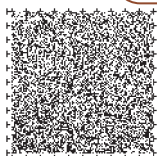
(施策体系)

重点方針で掲げた4つの方針に基づき計画の基本目標及び数値目標を達成するために、「**教育の支援**」、「**生活の安定に資するための支援**」、「**保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**」及び「**経済的支援**」を施策の柱として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進していきます。

(施策の推進体制)

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なりあって生じており、こうした課題に総合的に対応していくため、教育、保健、福祉など部局の枠を超え、全庁一体となって効果的な施策に取り組んでいきます。

また、子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、県や市町村の行政機関をはじめ、関係団体や地域等の更なる一体的な取組みが重要です。これまで以上に様々な機関が相互に連携強化を図り、それぞれの地域の実情に応じた取組みを進めていきます。



(子どもの貧困の現状)

コロナ禍における子どもの状況

(1) スクールソーシャルワーカーに対するアンケート調査結果

子どもの身近な居場所である学校における新型コロナウイルス感染症の影響について、スクールソーシャルワーカーから見た子どもの状況を把握するため、アンケート調査を行いました。

[アンケートから見られる課題等]

- ・「失職・減収による経済的困窮に対する保護者の不安」
- ・学校の臨時休校等による「生活リズムの乱れ（ゲーム・ネット依存、昼夜逆転）」や、学校再開後の「学校への行き渋り」、「コロナ感染予防のための不登校」
- ・「家族間の関係悪化」、「家族トラブルの増加による子の不安等」

新型コロナウイルスの影響を受け、生活に困窮する世帯からの相談が増えていると回答した方は2割にとどまるものの、増加した相談としては「失職・減収による経済的困窮に対する保護者の不安」が最も多く、新型コロナウイルスの影響による厳しい状況に置かれている子どもが増加しているおそれがあります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、子どもたちの心理面や家庭内に課題が生じている一方で、人と接触する機会が減少し、こうした課題に周囲が気付きにくい状況があります。

このため、より一層全庁を挙げて子どもの貧困対策に取り組むことはもちろん、様々な課題を抱える子どもたちを早期に発見し、確実に支援に結びつけていく必要があります。子どもや保護者の支援に携わる相談窓口の充実、こうした窓口と市町村をはじめとする関係機関やNPOなどの団体等とが密接に連携を図りながら、地域をあげて取り組んでいくことが大切です。

(2) 子ども食堂におけるアンケート調査結果

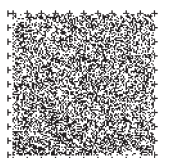
子どもの状況を把握するため、筑紫地区の子ども食堂において、子ども食堂及びフードパントリーを利用した子どもを対象にアンケート調査が行われました。

[アンケートから見られる課題等]

- ・居場所については、「自分の家にいるときが一番安心ではない」、「自分の家以外でも安心できる場所がない」、「お金を払わず困っていることや悩みを相談できる場所がほしい」との回答が得られた。
- ・今、困っていることや悩んでいることについては、「将来（大人になったとき）のこと」との回答が最も多かった。

自分の家にいるときが一番安心ではない、また、自分の家以外でも安心できる場所がないと答えた厳しい環境に置かれている子どもが一定数いることから、子どもが地域のなかで安心して過ごせる居場所を確保していく必要があります。

こうした居場所づくりの推進にあたっては、行政の取組みのみならず、地域の活動との連携が求められます。



(数値目標)

(大綱指標のうち都道府県数値がある項目)

項目	福岡県数値	目標値	福岡県数値の基準日・出典等
○生活保護世帯に属する子ども			
高等学校等進学率	91.7%	94.5%	平成31年4月1日現在 厚生労働省社会・援護局保護課調べ
高等学校等中退率	5.7%	3.8%	
大学等進学率	40.5%	47.8%	
○児童養護施設の子ども			
進学率（中学校卒業後）	92.1%	98.1%	令和元年5月1日現在
進学率（高等学校等卒業後）	24.2%	29.3%	福祉労働部児童家庭課調べ
○全世帯の子ども			
高等学校中退率	1.3%	観測指標	令和元年度
高等学校中退者数	1,734人	観測指標	文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
○スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合及びスクールカウンセラーの配置率			
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	97.8%	観測指標	令和元年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	98.5%	観測指標	
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	39.8%	100%	
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100%	100%	
○就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）			
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	100%	平成30年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
○新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況			
入学前支給を実施した市町村の割合（小学校）	80.3%	100%	令和元年度
入学前支給を実施した市町村の割合（中学校）	82.0%	100%	教育庁教育振興部義務教育課調べ
○ひとり親家庭の親の就業率			
親の就業率（母子家庭）	78.4%	81.0%	平成27年度
親の就業率（父子家庭）	84.6%	88.1%	総務省統計局国勢調査
○ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合			
母子世帯	45.7%	48.1%	平成27年度
父子世帯	67.4%	69.4%	総務省統計局国勢調査
○ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合			
母子世帯	44.3%	51.0%	平成28年11月1日現在
父子世帯	25.9%	37.9%	福岡県ひとり親世帯等実態調査、北九州市ひとり親家庭等実態調査、福岡市ひとり親家庭実態調査、久留米市ひとり親家庭実態調査

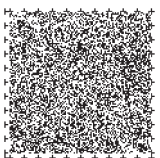
(福岡県独自項目)

項目	福岡県数値	目標値	福岡県数値の基準日・出典等
子ども支援オフィスの相談者のうち、「公共料金の未払いがある」と答えた方の割合※1	電気料金	52.2%	観測指標
	ガス料金	45.7%	観測指標
	水道料金	45.7%	観測指標
子ども支援オフィスの相談者のうち、「重要な事柄の相談相手がない」と答えた方の割合	19.6%	観測指標	令和2年7月末現在 福祉労働部保護・援護課調べ
子育て女性就職支援センターによる就職者数	3,932人 (5年間合計)	5,000人 (5年間合計)	
ひとり親サポートセンター登録者の就職率	74.7%	78.6%	令和元年度 福祉労働部児童家庭課調べ
児童扶養手当を受給している世帯数※2	31,967世帯	観測指標	令和元年度末現在 福祉労働部児童家庭課調べ
子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村数	24市町	60市町村	令和2年5月現在 福祉労働部保護・援護課調べ

観測指標とは「取組の結果に対する効果を測ることが困難なもの」又は「現状を把握するもので目標設定に馴染まないもの」を指す。

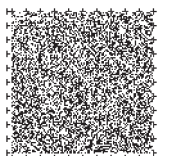
※1 福岡県数値は過去の未払い経験も含む。

※2 児童扶養手当受給世帯のうち一部受給を除く。



(施策体系)

1 施策体系図



保護者の安定した職業生活への就労支援

①職業生活の安定と向上のための支援

ア 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

②ひとり親に対する就労支援

ア ひとり親家庭の親への就労支援

イ ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

ウ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

③ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ア 就労機会の確保

イ 親の学び直しの支援

ウ 非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

①児童扶養手当制度の着実な実施

②養育費の確保の推進

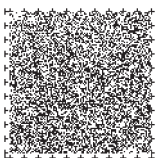
③教育費負担の軽減

④医療費負担の軽減

⑤生活福祉資金の貸付け

⑥母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け

⑦その他の経済的支援



2 具体的な施策

(1) 教育の支援

幼児教育・保育から子どもの社会的自立までのライフステージに応じ、就学の援助、学資の援助、学習の支援などによる切れ目のない支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の暮らしに変化が生じてしまった子どもたちも含めて、課題を抱える一人ひとりの子どもたちにきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実など必要な施策を講じます。

▶ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

○ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化による保護者の経済的負担の軽減。

○ 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育に携わる職員に対する研修の実施による専門的知識や指導技術の向上。

▶ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

○ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用による教育相談能力の充実を図り、不登校等教育課題解決のための支援体制整備を推進。

○ 学校教育による学力保障

市町村の学力向上事業への支援や非常勤講師等の派遣により学力の向上や学力の地域間差の縮小を推進。

▶ 高等学校等における修学継続のための支援

○ 高校中退の予防のための取組

県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等の高校生の進学や就職を支援。また、学業の継続を支援する学習支援センターの運営を支援。

○ 高校中退後の支援

高等学校等を中途退学した人が再び学び直す場合に授業料の負担を軽減。また、進路が定まっていない高校中退者等の困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、就学や職業的自立を促進。

▶ 大学等進学に対する教育機会の提供

○ 高等教育の修学支援

経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う授業料及び入学金の減免に対して支援。

▶ 特に配慮を要する子どもへの支援

○ 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

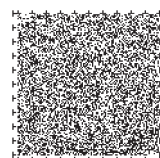
児童養護施設に入所する子どもが大学等に進学する際の費用の一部を支援。

○ 特別支援教育に関する支援の充実

特別支援教育について、保護者等に対し教科用図書購入費等の就学に係る費用を支援。

○ 外国人児童生徒への支援

日本語指導が必要な児童生徒への教育支援のため、専門性の高い教員を育成。
また、市町村教育委員会・学校の受け入れ体制整備を支援。



▶教育費負担の軽減

○義務教育段階の就学支援の充実

経済的な理由による小学校や中学校への子どもの就学が困難な保護者に対し、市町村が学用品費、通学用品費等を援助。

○高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

一定の所得未満の世帯の高校生等に対し、授業料の負担軽減のため高等学校等就学支援金を支給。また、低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の負担軽減のため高校生等奨学給付金を支給。

○生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

低所得者等の子どもの教育に必要な資金を貸付。また、大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、進学準備給付金を支給。

○ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

子どもが進学する場合に、修学資金等を貸付。また、ひとり親家庭の親に対し、講座受講料の一部を助成、又は1年以上修業する際の生活費を助成。

▶地域における学習支援等

○地域学校協働活動における学習支援等

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による学習支援・体験活動の充実や、安全安心な放課後の居場所づくりを推進。

○生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯や生活に困窮する子ども、ひとり親家庭の子どもの対象に、学習支援や進学相談等を実施。

▶その他の教育支援

○夜間中学の設置促進・充実のための支援

夜間中学の設置意向のある市町村教育委員会に対する指導・助言や情報提供を実施。

○学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

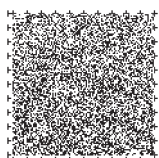
県立中学校及び中等教育学校前期課程の生徒を持つ要保護者及び準要保護者に対し、学校給食費を支援。

○家庭教育支援の充実

ふくおか社会教育応援隊を中心に家庭教育に関する学習機会や情報を提供。

○多様な体験活動の機会の提供

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による学習支援・体験活動の充実や、安全安心な放課後の居場所づくりを推進。(再掲)



(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、居場所づくりなど社会との交流の機会の提供、そのほか困難な状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に必要な施策を講じます。

▶親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

○妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを、市町村が適正かつ円滑に運営できるよう支援。

○特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、養育支援を実施。また、特定妊婦等に対し、児童福祉施設等への入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士等が生活、育児支援を実施。

▶保護者の生活支援

○保護者の自立支援

家計に問題を抱える生活困窮者に対し、家計再建に向けた専門的な助言・指導等の支援を実施。

○保育等の確保

待機児童解消のため、事業者が行う小規模保育等の多様な受け皿の整備、市町村が行う保育士確保の取組みを支援。また、届出保育施設の質の向上を図るため、基準適合のためのセミナー開催や巡回支援指導員による個別指導を実施。

○保護者の育児負担の軽減

児童の保護者が一時的に家庭での養育が困難になった場合等に児童福祉施設等で養育・保護するとともに、生活指導や食事の提供を実施。

▶子どもの生活支援

○生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

市町村が行う就学前児童及び保護者への相談、研修、啓発事業にアドバイザーを派遣。

○社会的養育が必要な子どもへの生活支援

里親制度等の普及啓発や、里親家庭への訪問支援等により、家庭的養護の充実を推進。

○食育の推進に関する支援

子どもの発達段階に応じた接し方等を掲載した冊子を作成し、市町村等を通じて保護者に配布。

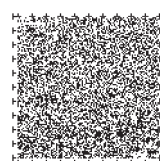
○食料支援

食品ロス削減のため企業等から福祉施設等へ無償で食品を提供するフードバンク活動を普及・促進。

▶子どもの就労支援

○生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

貧困状況にある、又は陥るおそれのある子ども及び保護者の相談を、ワンストップかつアウトリーチで受け止め、関係機関と連携して、包括的な支援を実施。



○高校中退者等への就労支援

一定期間無業の状態にある若者に対し、就労体験等により職業的自立を支援。

○児童福祉施設入所児童等への就労支援

里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設等に入所措置されている子どものうち、就職により退所した人等に対し、就職等に要する費用を支援。

○子どもの社会的自立の確立のための支援

主に高等学校3年生を対象に、労働法の基礎知識等に関する教育や情報提供を実施。

▶住宅に関する支援

県営住宅の入居者募集において、ひとり親世帯等に対する倍率優遇措置の実施や、一定の所得未満の世帯に対して家賃負担を軽減。

▶児童養護施設退所者等に関する支援

○家庭への復帰支援

各児童相談所において精神科医の協力を得て、児童虐待の防止のための保護者に対するカウンセリング等を実施。

○退所等後の相談支援

NPOと連携して児童養護施設退所者等の生活や就職等に関する相談に応じるとともに、居場所づくりや自助グループ活動を支援。

▶支援体制の強化

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

児童家庭支援センターの運営を支援。

○社会的養護の体制整備

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化を支援。

○市町村等の体制強化

児童相談所や市町村等での相談に携わる職員へ専門的な研修を実施。また、市町村に対する子どもの貧困対策推進計画の策定に向けた助言等を実施。

○ひとり親支援に係る相談窓口の強化

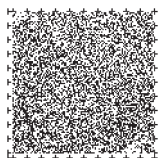
ひとり親家庭や寡婦からの相談に対応するため、保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置。

○生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

貧困状況にある、又は陥るおそれのある子ども及び保護者の相談を、ワンストップかつアウトリーチで受け止め、関係機関と連携して、包括的な支援を実施。（再掲）

○相談職員の資質向上

生活困窮者自立支援制度や、思春期相談に関わる職員の資質向上等のための研修を実施。



(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業訓練の実施や就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し、必要な施策を講じます。

▶職業生活の安定と向上のための支援

○所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

ワークショップの開催とアドバイザーの個別伴走支援により企業内の取組みを支援し、誰もが意欲と能力を発揮できる職場づくりを推進。また、県内企業等の代表者が仕事と子育ての両立を支援する取組みを宣言する「子育て応援宣言企業」の登録を推進。

▶ひとり親に対する就労支援

○ひとり親家庭の親への就労支援

ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の一貫した就業支援を実施。

○ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

一時的に生活援助等が必要なひとり親家庭及び寡婦に対して、家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等のサービスを実施。

○ひとり親家庭の親の学び直しの支援

ひとり親家庭の親に対し、講座受講料の一部を助成、又は1年以上修業する際の生活費を助成。(再掲)

▶ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

○就労機会の確保

年代別就職支援センターや子育て女性就職支援センターにおいて、就職相談や就職あっせんなど総合的な支援を実施。

○親の学び直しの支援

フルタイムの訓練を受けるのが困難な方が受講しやすい職業訓練コースの実施や、子育て等により離職した看護職員の職場復帰を支援。

○非正規雇用から正規雇用への転換

企業に対する正規雇用化の働きかけや各種支援策の紹介等を実施。

(4) 経済的支援

引き続き、各種手当などの支給、必要な資金の貸付けを行うとともに、その他困窮世帯の子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。

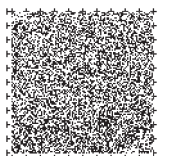
▶児童扶養手当制度の着実な実施

ひとり親家庭等の生活安定と児童福祉の向上のため児童扶養手当を支給。

▶養育費の確保の推進

養育費に関する啓発用チラシを配布。ひとり親サポートセンターにおいて養育費に関する法律相談を実施するほか、電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施。

また、来所が困難な方に対して弁護士への相談が無料で受けられるクーポンを発行。



▶**教育費負担の軽減**

市町村による就学援助や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等により教育費負担を軽減。

▶**医療費負担の軽減**

子どもの医療費やひとり親家庭、重度障がい者等にかかる医療保険による自己負担額の軽減。

▶**生活福祉資金の貸付け**

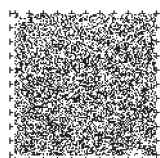
低所得者等に対する総合支援資金、福祉資金等の各種貸付。

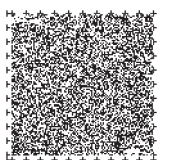
▶**母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け**

ひとり親家庭の親及び寡婦に対する修学資金等の各種貸付。

▶**その他の経済的支援**

障害児福祉手当や補装具費の支給、補聴器の新規購入・更新に係る費用の支援。







福岡県

第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画（概要版）

発行日／令和3年3月

編集／福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県福祉労働部保護・援護課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3315 FAX 092-643-3306

E-mail engo@pref.fukuoka.lg.jp

令和3年3月発行

福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県行政資料

分類記号 HB	所属コード 4600508
登録年度 02	登録番号 0003

